

資 料 編

三春町第三セクター経営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第三セクターの抜本的経営改革策の検討を行うことを目的に、三春町第三セクター経営検討委員会（以下「経営検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 経営検討委員会は5人以内とし、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。任期は2年とする。

(1) 企業経営専門知識を有する公認会計士、弁護士等

(2) 学識経験者

2 委員長は、互選とする。

3 経営検討委員会にアドバイザーを置くことができる。

(所掌事務)

第3条 経営検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究し、その結果を町長に報告又は提案するものとする。

(1) 第三セクターの経営状況に関する調査

(2) 第三セクターの経営改革に関する計画

(3) 第三セクターの経営改革に関する計画の点検評価

(4) その他町長が必要と認めること

(報償)

第4条 報酬の額は次のとおりとする。

委員の区分	区分	報償の額
企業経営専門知識を有する公認会計士、学識経験者等	日額	5,800円

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて町長が招集する。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した人は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 経営検討委員会の庶務は、財務課で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、経営検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

三春町第三セクター経営検討委員会委員名簿

○ 任 期 平成21年10月21日から平成23年10月20日まで

○ 委 員

区分	氏 名	役 職 等	摘要
委員長	上 石 三 好	公認会計士 (有)あさかマネジメント代表取締役	要綱第2条第1号
委員	菊 田 真 司	東邦銀行三春支店長	要綱第2条第1号
委員	蓬 田 和 男	郡山信用金庫三春支店長	要綱第2条第1号
委員	佐久間 茂	三春町振興対策審議会長	要綱第2条第2号

○ アドバイザー

氏 名	役 職 等	摘要
村 田 文 夫	福島県 職員業務課 主査	要綱第2条第3項

○ オブザーバー

氏 名	役 職 等	摘要
深 谷 茂	三春町 副町長	(株)三春の里振興公社 代表取締役社長 (株)三春まちづくり公社 専務取締役
新 野 徳 秋	三春町 産業課長	(株)三春の里振興公社 取締役 (株)三春まちづくり公社 取締役

第三セクター改革プラン策定経緯

日 程	策 定 経 緯
平成 21 年 10 月 21 日 (水)	第 1 回委員会 (1) 三春町第三セクター経営検討委員会設置要綱について (2) 委員長の選任について (3) 経営検討委員会のスケジュールについて (4) 対象法人の概要について
平成 21 年 11 月 30 日 (月)	第 2 回委員会 (1) 第 1 回議事録について (2) 経営上の課題と今後の見通しについて (3) その他
平成 22 年 3 月 29 日 (月)	第 3 回委員会 (1) 第三セクター改革プラン (素案) について (2) その他

平成22年3月31日

三春町長 鈴木 義孝 様

三春町第三セクター経営検討委員会
委員長 (公認会計士) 上 石 三 好

本委員会は三春町長から委嘱を受け、三春町が関与する2つの第三セクター（㈱三春の里振興公社及び㈱三春まちづくり公社）について、国が定めた「第三セクターの改革に関するガイドライン」に基づき経営状況等の評価と経営改革策の検討を行ってきた。そのまとめは別添「第三セクター改革プラン」のとおりであるが、要旨を述べれば以下のとおりである。

今回作成したこのプランが着実に実行され、今後とも2つの第三セクターが安定した経営が図られ、かつ三春町のまちづくりに寄与し続けることを期待したい。

記

第1 当委員会の検討の視点

当委員会は、評価検討の対象である2つの第三セクターについて、資産・負債や損益の状況、営業キャッシュ・フローの動向、経営悪化の原因、更には、当該第三セクターに期待された役割、今後の関連市場の動向や経営の見直し、現状のまま経営を続けていった場合の町の財政負担等について分析し、その分析結果に基づいて必要な改革案を検討したところである。

第2 改革プランの要旨

1. 経営健全化に向けた取り組みの評価

両公社とも、業績が悪化していたことから、これまでに経営陣の刷新や経費の縮減など様々な取り組みを行い、着実に借入金残高を減少させてきており、また、概ね現状の売上げを計上できれば、中期的には損益計算書上で黒字を計上し続けることができる見込みとなっている。

これまでの経営健全化に向けた取り組みは高く評価される。

2. 今後の方向性について

平成21年度には単年度収支で黒字を計上できる見込みであるほか、両公社とも雇用や地域経済への貢献、指定管理者として町業務の受託など少なからず三春町のまちづくりに貢献しているのが現実である。

これらを考察するとき、ガイドラインが求める存廃の判断については、その方向性として、両公社とも存続以外の選択肢はないと判断した。

3. 町の財政支援の妥当性について

現在、町は両公社に対し、役員（職員）の派遣、損失補償、補助金・負担金、委託料（指定管理料）支出などの公的支援を行っている。役員派遣は町が筆頭株主であること、職員派遣は研修派遣であること、委託料は維持管理費と売上との差額で算定されており、総じて、まちづくりの一翼を担うことを期待して設立したことに鑑みれば、現状の町の財政出動は妥当であると判断した。

ただし、㈱三春の里振興公社に係る職員派遣については町が人件費を負担しており、財務状況を勘案して見直すべきとした。

4. 現状のまま経営を続けていった場合の町の財政負担等について

町の財政負担は概ね現在の負担額程度と想定される。

損失補償については、今後 10 年間の損益及び資金収支を予測すると、両社とも現在の売上げが維持できれば、実質的に損失補償することはないと思料された。

5. 第三セクター等改革推進債について

第三セクターの再生に関し、国は地方公共団体が損失補償している額を対象に「第三セクター等改革推進債」を発行できる制度を創設した。この起債が活用できれば町の2つの第三セクターの経営改善が大きく図れることとなるが、現時点では活用の可否について国の解釈が確定しておらず、判断待ちの状態であり、これの活用は今後の課題である。

6. 計画の点検・評価について

以上、当委員会は今後、点検評価を毎年実施することとなる。その視点は損益や資金収支は当然として、今後の町関与の在り方等に記載した項目を点検評価することとする。

会計用語解説

- 経常利益率** 計算式： $\text{経常利益率}(\%) = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$
経常利益率とは、収益性分析の一指標で、経常利益の売上に対する構成比率を表す指標である。経常利益が特別事情を配した会社の事業活動全体からの利益獲得力を示すことから、この指標を時系列並びに他社比較を行うことを通じてその推移や現状を知ることができる。
- 総資本経常利益率** 計算式： $\text{総資本経常利益率}(\%) = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$
総資本（負債+資本）を活用して得られた利益に、経常利益を用いて測定するもので、企業の経常的な営業活動による収益率を総資本の見地から見ようとするもの。
- 自己資本比率** 計算式： $\text{自己資本比率}(\%) = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}} \times 100$
自己資本比率とは、安全性分析の一指標で、総資産（資本+負債）に占める自己資本（純資産）の割合を示す。一般的にこの比率が高いほど、資本構成が安定しており経営の安全度が高いことを示す。自己資本比率が低いということは、設備投資など新たな資金需要に対して有利子負債を頼る必要性が高く、その分競争力が劣ってしまう可能性がある。また、現状収益性が上がっていないような場合には、有利子負債負担に耐え切れなくなる可能性もはらんでいる。
- 流動比率** 計算式： $\text{流動比率}(\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
流動比率とは、安全性分析の一指標で、流動負債（1年以内に返済すべき負債）を流動資産（短期間で換金可能な資産）がどの程度カバーしているかを示す比率。この比率が高いほど、短期的な資金繰りに余裕があることを示す。流動比率が100%以下であれば、短期的な支払のために、資本や長期負債が使用されていることになる。「2：1の原則」とも呼ばれ、流動比率が200%以上であることが安心の目安といわれている。
- 固定比率** 計算式： $\text{固定比率}(\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$
固定比率とは、安全性分析の一指標であり、固定資産のうちどの程度が自己資本で賄われているかを示す指標。固定資産は事業の用に供し事業から得られる収益で回収がなされていくものであることから、借入ではなく自己資本で賄われているのが理想である。この指標が100%以上になった場合、固定資産の調達について他人資本にも依存していることを示す。